

セレクト神奈川 100 について

県では、平成 28 年 4 月から企業誘致施策である「セレクト神奈川 100」をスタートしました。

「セレクト神奈川 100」では、各種支援制度を利用する場合、企業立地支援事業の認定等が必要になります。

【企業立地支援事業認定要件等】

対象産業	・未病関連産業 ・ロボット関連産業 ・エネルギー関連産業 ・観光関連産業 ・先端素材関連産業 ・先端医療関連産業 ・IT/エレクトロニクス関連産業 ・輸送用機械器具関連産業
対象業種	・製造業 ・電気業(発電所に限る) ・情報通信業 ・卸売業(ファブレス企業に限る) ・小売業(デューティーフリーショップに限る) ・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業(ホテルに限る) ・娯楽業(テーマパークに限る)
投資額	大企業：20億円以上 中小企業：5千万円以上 ※ホテルを除く
常用雇用	大企業：50人以上 中小企業：10人以上 ※ホテルを除く
ホテルの要件	①客室100室以上 ②平均客室面積20㎡以上 ③国際観光ホテル整備法に規定するホテルの施設基準を満たしているもの ④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと ※③④については操業開始時の登録及び設置が必要
その他	小売業は、関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること
主な支援制度	①企業誘致促進補助金 ②税制措置 ③企業誘致促進融資 ④企業誘致促進賃料補助金

【特区制度を活用して事業展開を図る場合などには、さらなる優遇制度があります】

A. 特区制度を活用して事業展開を図る場合
B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合や水素発電所を設置する場合
C. ホテルについて、上記の個別要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合

【主な支援制度】

①企業誘致促進補助金【支援対象：県外・国外からの立地】

- 土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に5%を乗じた金額を上限5億円の範囲内で補助。ただし、特区制度活用などの場合は投資額の10%、上限10億円。

②税制措置【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資】

- 不動産取得税の2分の1を軽減。

③企業誘致促進融資【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資】

- 特区制度活用などの場合(県内再投資を含む)または県外・国外から立地する場合
⇒当初5年間0.9%以内、6年目以降1.2%以内
- その他県内再投資 ⇒ 1.5%以内

④企業誘致促進賃料補助金【支援対象：県外・国外からの立地、 県内再投資(外国企業※のみ)】

- 賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額3分の1、補助期間6ヶ月、上限600万円を補助。ただし、特区制度活用などの場合は、賃料月額の2分の1、上限900万円。
(上記Bの水素発電所及びCのホテルは除く。)

※「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業をいいます。